

## 第3章 活用分野

知的創造活動により優れた成果が創出され、適切に保護されたとしても、それが有効に活用されなければ、言わば「宝の持ち腐れ」であり、経済の活性化は図れない。しかしながら、我が国においては、権利を取得したものの、利活用されていない未利用特許が多いとされる。また、民間における研究開発投資が必ずしも経済成長に結びついていないのではないかとの指摘もある。「知的財産立国」の実現のためには、企業等の知的財産を有する者が知的財産を事業活動の中で最大限に活用していくことが求められていると同時に、政府もそのための環境を整備していく必要がある。

このため、以下の施策を講ずることにより、企業等における知的財産の戦略的活用を支援するとともに、知的財産活用の環境を整備する。また、自社の技術の価値を最大限に高めるという観点から国際標準化活動を支援していくこととする。

### 1. 知的財産の戦略的活用を支援する

#### (1) 知的財産重視の経営戦略を推進する

i) 企業は知的財産を「企業の将来の経済的便益を生み出す競争優位の源泉」と認識し、知的財産を経営戦略の中核に位置付けるべきである。一部の企業においては経営戦略会議において、事業戦略、研究開発戦略、知的財産戦略について三位一体で取り組む先進的な動きが見られる。このような取組を促進するため、企業が「知的財産の取得・管理指針」「営業秘密管理指針」「技術流出防止指針」(経済産業省2003年1月及び3月公表)の3指針を参考に、2003年度以降、経営戦略を策定することを奨励する。なお、知的財産を核とした企業戦略の策定に当たっては、企業の自主性も尊重しつつ行うべきである。

(経済産業省)

ii) 企業の営業秘密管理及び技術流出防止については、より一般的に促進するため、指針に記載された組織内マネジメントをJIS化すべく2003年度中に検討を開始し、2005年度末までに結論を得る。

(経済産業省)

## (2) 知的財産の情報開示を促進する

証券市場が個々の企業における知的財産の位置付けを事業との関係で的確に把握できる開示の在り方を検討する必要があり、企業による自主的な知的財産の情報開示について、環境報告書・環境会計の例に倣い、以下の取組を行う。なお、情報開示を行うか否かについては、個別企業の判断に委ねるべきである。

- i ) 知的財産と証券市場のコミュニケーションを高めるため、経済産業省が作成した特許・技術情報の開示パイロットモデル(2003年3月公表)を踏まえ、知的財産情報開示促進のための実現可能な指針を2003年度中に策定する。

(経済産業省)

- ii ) 有価証券報告書等における知的財産に関する記載や会計情報の開示の在り方について、2003年度から検討を開始する。

(金融庁、経済産業省)

## (3) 知的財産戦略指標を策定するためのガイドラインを作成する

知的財産に関する日本の国際競争力は必ずしも強力ではないため、国際競争力を更に強化するために2004年度末までに知的財産戦略指標を策定することを検討する。ただし、画一的ルールに従って指標策定を行うのではなく、知的財産戦略指標を各企業が自らの意思で明確に目標として捉え、それに挑戦できるようなガイドラインを作成する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

## (4) 知的財産の価値評価手法を確立する

知的財産が有する価値に関し客観的に評価できる基準(定量的分析(金額換算値)あるいは定性的分析)の在り方について、各種民間団体調査機関が設ける手法を参考に、知的財産権の種類毎の特性に応じて2004年度までに検討・整理する。また、今後、本格化すると予想される合併・買収における特許等の価値評価事例を整理公開することにより、特許等の譲渡に関する相場確立を目指す。なお、最終的に、価値評価は企業の判断や創意工夫に任せる等フレキシビリティを持たせるべきである。

(経済産業省)

## (5) 知的財産の管理及び流動化の促進に向けて信託制度等を活用する

### ① 管理信託

グループ企業の下での特許やブランド等の一元管理、中小・ベンチャー企業等が有する特許やブランド等の管理代行・流通、TLOによる大学発特許の企業への移転などの促進を目的として、信託の扱い手の在り方や著作権等管理事業法における規制の在り方を十分検討しつつ、知的財産権の特性を踏まえた管理業務を適切に遂行しうる信託の扱い手が創出されるよう、2003年度中に所要の法整備を行う。その際、グループ企業内の管理会社やTLOの参入は原則自由とし、地域技術高度化センター等の地域企業を振興する公益法人等の参入ニーズも踏まえた検討を行う。なお、受託者の権利濫用等により健全な企業活動が阻害されないよう配慮する。加えて、特許を受ける権利も信託対象とするべく、知的財産権の信託に係る公示方法や弁護士法・弁理士法との関係等について検討を行う。

(金融庁、経済産業省)

### ② 流動化（資金調達）信託

資産流動化法上、特定目的信託の仕組みが可能とされ、信託受益権の有価証券化が可能とされたが、流動化を更に促進するため、①知的財産を信託業の対象とするとともに、②一般事業会社の参入を認めるよう、2003年度中に信託業法の改正等を行う。その際、受託者の権利濫用等により健全な企業活動や投資者の利益が阻害されないよう配慮する。

(金融庁、経済産業省)

### ③ その他の知的財産による資金調達

2003年度以降、エクイティ投資、プロジェクトファイナンスの利用促進、中小企業融資等、知的財産による資金調達制度の多様化を図る。

(金融庁、経済産業省)

## 2. 国際標準化活動を支援する

### (1) 戦略的国際標準化活動を強化する

①国の研究開発プロジェクト等における、研究開発、知的財産権取得、標準化を一体的に推進する

i) 将来的にその成果の普及が期待され広く社会に影響を及ぼす可能性の高い研究開発については、早期の段階から標準化戦略（ビジョン）を立てるよう2003年度から取り組むこととする。

（総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

ii) 標準化戦略を視野に入れた国の研究開発プロジェクトについては、研究開発の実施計画の中に、知的財産権の取得に関する戦略のみならず標準化に関する戦略を明確に位置付け、2004年度から標準化のための活動の財源の確保を図る。研究開発プロジェクトの責任者は、こうした戦略についても責任をもつて対応することとし、必要に応じて、知的財産や標準化について知見を有する専門家を活用する。

（総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

iii) 大学・公的研究機関においては、研究開発に際して、その自主的判断に基づき、専門家も活用するなどして、標準化を視野に入れるべきか等の検討を2003年度から行う。また、大学・公的研究機関に対して、その特性や自主的判断を尊重しつつ、研究開発成果の普及の観点から、研究開発成果を国際標準化するための活動に主体的に参画する等標準化に関する取組が行われるよう奨励する。

（総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

## ②産学官による戦略的な国際標準化活動を強化する

i) 国や企業の研究開発において、国際標準化を目指すに当たって、戦略的に国内規格を国際規格へのステップとして活用できるよう、2003年度中に、国内規格の審議の迅速化を図るとともに、国内標準化活動と国際標準化活動の連携を強化する。

（総合科学技術会議、総務省、経済産業省、関係府省）

ii) 日本発の国際標準化を、我が国として一貫性をもった形で迅速かつ効率的に進めて行く。このため、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）及び国際電気通信連合（ITU）といった国際標準化機関への対応に関してそれぞれの機関の役割を踏まえつつ、特に情報通信分野等では、総務省及び経済産業省を始めとする各府省間の連携及び産学官の連携を一層強化するため、2003年度以降、これまで以上に継続的に十分な情報交換・意見交換等を進める。また、日本国内における国際標準化対応の審議においても、適切な

連携を図る。

なお、大学、公的研究機関及び企業の人才が国際標準化活動へ積極的・継続的に参加し、国際標準化活動で主要な幹事国業務等を取得できるよう2003年度から国としての戦略的取組を強化する。

(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

iii) 標準化活動の重要性を普及啓発し、特に企業、大学等のトップのレベルにおける標準化活動に対する認識を高める。このため、企業、大学等の経営者・研究者等に対する標準化活動に関するセミナー等を2003年度から開催する。

(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

iv) 戦略的な国際標準化活動の観点から、我が国と密接な経済関係にあるアジア諸国との国際規格の共同開発を行う等の連携強化を2003年度から推進する。

(総合科学技術会議、総務省、経済産業省、関係府省)

### ③標準化に関する人材育成のための環境整備を進める

大学その他の教育機関等において、標準化に関する人材育成が促進されるための環境整備を2003年度から進める。これを通じて、例えば、特に大学に対して、ビジネスに直結する標準化に関する人材の育成、既存の知的財産専門家コース、技術経営(MOT)コース等においては、標準化に関する教育の提供等が行われるようその自主的な取組を奨励する。

(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### ④標準化に関する研究を行う

国際標準化が産業競争力等に与える経済的效果の分析など標準化に関する研究を2003年度から行う。

(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

## (2) 民間の標準化活動を促進する

フォーラム規格の法的リスクを低減させるため、企業等からの具体的ニーズを聴取した上で、競争政策とバランスのとれたルールの整備、明確化について2003年度中に検討する。この際、国際的な議論の動向等も踏まえつつ、検討を進めることとする。また、公正取引委員会の事前相談制度の積極的活用を促す。

(総合科学技術会議、公正取引委員会、経済産業省、関係府省)

(3) 技術標準に資する特許集積（パテントプール）を支援する

①パテントプール形成を支援する

i ) パテントプール形成・運用には独占禁止法との抵触問題が発生する可能性があることから、1999年に公正取引委員会が作成した「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」に関し、企業等の具体的ニーズ、国際的な議論の動向、及び公正取引委員会による事前相談制度から得られた具体的な事例を踏まえつつ、2003年度以降見直しの是非について検討を行う。

(公正取引委員会)

ii ) パテントプールの仕組みを円滑に機能させるため、ライセンス料高額化対策及び技術標準に必須な特許（必須特許）の鑑定やその価値評価認定の仕方についての制度・仕組みを、企業等からの具体的ニーズや国際的な議論の動向を踏まえつつ、2003年度中に方向性を得ることを目指して検討する。

特に、必須特許の鑑定や価値評価の円滑化に関しては、裁判外紛争処理（ADR）の利用促進に加え、パテントプール参加企業が中立的な専門家（弁護士、弁理士等）による鑑定を利用しやすくできるよう、特許の評価に係る人材の効果的な活用方策についての検討が必要である。

(総合科学技術会議、総務省、経済産業省)

②パテントプールに参加しない権利者等の取扱いを検討する

技術標準に資する必須特許を有する権利者が当該技術標準に基づく製品を製造等する者に対して権利行使をすることの是非、権利者への対処方法について、例えば、技術標準に関するパテントプールの有無やその形態、権利行使までの過程等、様々なケースを想定して検討することは重要である。このため、特許法（裁判実施権等）、標準化機関等の特許に関する方針（いわゆる「パテントポリシー」）の改善等の対応方策、及び独占禁止法の適用の可能性について、企業等からの具体的ニーズや国際的な議論の動向を踏まえつつ、2003年度中に検討を行い、結論を得る。

(総合科学技術会議、公正取引委員会、総務省、経済産業省)

### 3. 知的財産活用の環境を整備する

#### (1) 知的財産権のライセンスを安定強化する

##### ①倒産時等における知的財産のライセンスの保護

知的財産権のライセンス契約におけるライセンサーが破産した場合に、当該ライセンスが第三者に対して対抗力を有することを条件として、管財人の解除権を制限し、ライセンシーの立場を保護する法改正を2003年度中に行う。

また、未登録の通常実施権等、現行法上、第三者への対抗要件を有しない場合のライセンスも含め、ライセンサーが倒産した場合や、ライセンサーが当該権利を第三者に譲渡した場合に、ライセンスを保護する制度について、上記破産法の改正が行われることを踏まえ、知的財産権法における第三者対抗要件制度の見直しに関する検討を行い、2004年度末までに結論を得る。

(法務省、文部科学省、経済産業省)

##### ②オープンソースソフトウェアライセンスの法的安定性向上

オープンソースソフトウェアを活用したビジネスの円滑な発展を図るため、オープンソースソフトウェアのライセンス条件であるG P L (General Public License)等の適用範囲・適用条件を明確化したモデル契約を2003年度中に作成し、法的安定性の向上を図る。

(経済産業省)

#### (2) 知的財産関連情報へのアクセスの利便性を向上する

特許庁の電子図書館（I P D L）の利便性向上、コンテンツに関する権利・内容等の属性情報（メタデータ）に関するデータベース構築等について、2003年度以降、継続して推進する。

(総務省、経済産業省)

#### (3) 知的財産を活用したビジネスを振興する

企業や大学等公的研究機関の知的財産管理や知的財産戦略能力の補完を図る観点から、特許情報検索、知的財産価値評価、知的財産会計、特許マップ作成、知的財産戦略プラン作成、マッチング交渉、ライセンシング交渉等の知的財産ビジネスを活性化するための施策について、2003年度以降検討を行う。

(経済産業省)

(4) 実施許諾の意思を登録する制度 (License of Right) を導入する

未利用の特許の活用や流通を図るため、特許権者が当該発明について第三者への実施許諾の用意がある旨を登録できる制度の導入の是非について、2003年度以降、検討を行う。

(経済産業省)

(5) 知的財産の円滑な利用を促進する

i ) 汎用性が高いあるいは実質上代替性の低い上流技術（ライフサイエンス分野の遺伝子関連技術、リサーチツール等）に関する知的財産の円滑な利用を促進するため、特許法（試験・研究の例外規定や裁判実施権等）による対応の可能性、更にはライセンス契約の円滑化の方策といった点についての調査研究を含めた検討を、企業等からの具体的なニーズや国際的な議論を踏まえて2003年度に実施する。また、2003年度以降、これまでの調査結果も踏まえつつ、必要に応じて違反行為への厳正な対処等、独占禁止法による対応を図る。

(公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省)

ii ) 研究開発成果等については、その適切な管理に加え円滑な流通体制の整備が必要である。このため、研究成果物を含めた植物、動物、微生物等の遺伝資源等を広く収集し、特性評価・保管・提供等を行う体制について、2003年度以降引き続き充実を図る。また、有用遺伝子の単離・機能解明に重要な研究材料の保存及び民間企業等への提供体制について、2003年度以降引き続き充実を図る。

(農林水産省、経済産業省、関係府省)

(6) 知的財産を活用して中小・ベンチャーを活性化する

i ) 中小・ベンチャー企業に対して、特許出願費のみならず、弁理士費用や知的財産権の保護を支援するための施策について、2003年度中に検討し結論を得る。

(経済産業省)

ii ) 大学等の知的財産を中小企業がより容易に利用しやすくなるよう、2003年度以降引き続き中小企業と大学等とのマッチングの支援を行う。

(文部科学省、経済産業省)

- iii) 未活用の知的財産を活用したスピノフベンチャーを支援するため、スピノフベンチャーに知的財産が円滑に現物出資されるための方策について、2003年度以降検討を行う。

(経済産業省、法務省)

- iv) 中小企業経営者の知的財産に関する知見を深め、経営戦略に活用できるようになるため、2003年度以降引き続き、中小企業大学校における知的財産に関する研修コースの充実を図る。

(経済産業省)

- v) 産業クラスター計画の下で、知的財産を有する中小・ベンチャー企業が、大企業等を含む他企業等との共同技術開発に円滑に取り組めるよう、2003年度以降、秘密保持契約の普及等の環境整備を行う。

(経済産業省)

- vi) 地方公共団体において、知的財産の創造、保護及び活用に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定するため、知的財産戦略本部の設置及び知的財産戦略大綱の策定等の取組を、2003年度以降、奨励する。

(総務省、経済産業省)

#### (7) 租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進する

知的財産を含む無体財産権の使用料について源泉地国免税とすることで基本合意した日米新租税条約の早期の締結に向けて、2003年度以降引き続き作業を進める。

(財務省)